

## 摂津市教育委員会会議録

開催日時 令和4年7月20日(水) 午後2時00分開会  
午後3時30分閉会

開催場所 摂津市役所 本館3階 301会議室

### 付議事件

議案番号	件名	審議結果
34	摂津市立小学校における令和5年度使用教科用図書採択の件	承認
35	摂津市立中学校における令和5年度使用教科用図書採択の件	承認
36	摂津市立小中学校における令和5年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書採択の件	承認

### 報告事項

番号	件名
1	事業実施に伴う後援名義の使用承認について
2	令和4年度6月までの問題行動等報告について
3	令和4年度6月までの問題行動等報告具体的事案について
4	令和4年度1学期教育委員学校訪問まとめについて
5	各課事業日程報告について

出席者

<p>教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員</p>	<p>箸尾谷知也 福元 実 大矢優子 坂井知子 藤村裕爾</p>	<p>教育総務部長 教育政策課長 教育総務部参事 兼学校教育課長 学校教育課参事 (教育指導担当) 学校教育課参事 (教職員人事担当) 教育支援課長 兼教育センター所長 生涯学習課長 学校教育課長代理 教育支援課長代理 教育政策課主幹兼総務係長 教育政策課係員 教育政策課係員</p>	<p>小林寿弘 松田紀子 河平浩一  松本拓三 田中大介 武田進介  中尾昌志 羽田行伸 小原理乃 井上智之 藪田江里佳 赤木莉杏子</p>	<p>次世代育成部長 次世代育成部参事 兼子育て支援課長 家庭児童相談課長 こども教育課長 こども教育課参事 出産育児課長</p>	<p>大橋徹之 石原幸一郎  古賀順也 浅田明典 中川資子 坂本真輔</p>
---	--	--	--	---	--

教育長	<p>ただいまから、令和4年第7回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は坂井委員です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は付議事件が3件、報告事項が5件ございます。まず、本日の議事進行について各委員にお諮りします。</p> <p>報告事項(3)につきましては、個人が特定される恐れがあるため、関係法令の規定によりまして、秘密会として行いたく存じます。</p> <p>従いまして、議案第34号から進み、秘密会以外の案件を除き、すべてを終えた後に、暫時休憩を取ります。引き続いて、秘密会を宣言し、報告事項(3)の順に進みますが、これらについて関係部課長の出席を求め、再開をしたいと思っております。皆様ご異議ございませんでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
教育長	<p>異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、ご説明したとおり進行いたします。</p> <p>まず議案34号「摂津市立小学校における令和5年度使用教科用図書採択の件」について教育支援課から説明をお願いします</p>
教育支援課長	<p>議案34号「摂津市立小学校における令和5年度使用教科用図書採択の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。</p> <p><b>【以下、議案書等により説明】</b></p>
教育長	<p>説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。</p>
大矢委員	<p>令和5年度使用の小学校の教科用図書採択について賛成です。</p> <p>1点質問ですが、先日味舌小学校に訪問した際に、授業づくりで採択教科書以外の教材も活用しているというお話をうかがいました。そのような活用を他の学校でもされているのでしょうか。</p>
教育支援課長	<p>基本的には採択された教科書を使用しておりますが、補助的に他の教材を活用する学校はあると聞いております。</p>

藤村委員	採択されていない他社の教科書を使用することはできるのでしょうか。
教育支援課長	主たる教科書として採択された教科書を使用し、教材研究などで教員が自主的に勉強する場合等に使用すると聞いております。
教育長	<p>他社の教科書をコピーして使用することはできないと思います。授業では採択された教科書を使用し、補助的にそれ以外の教材を活用することもあります。他社の教科書を使用することはないと思います。</p> <p>事務局で各学校での教科書の使用状況について確認をお願いします。</p>
福元教育長職務代理者	例えば国語であれば、教科書会社によって掲載する物語が異なると思います。摂津市で採択されている教科書以外の教科書にある物語を授業で取り扱いたい場合に題材として使用することはできるけれども、教科書として使用してはいけないということですよ。
教育支援課長	福元教育長職務代理者がおっしゃるとおり、他社の教科書を題材として取り扱うことは可能ですが、教科書をコピーして使用することはできません。各学校でどのような取り扱いをしているのか確認いたします。
教育長	<p>他にご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>ご質問等が無いようですので、議案34号「摂津市立小学校における令和5年度使用教科用図書採択の件」について原案とお認承することにご異議ございませんでしょうか。</p>
全委員	異議なし
教育長	<p>異議なしとのことですので、議案34号「摂津市立小学校における令和5年度使用教科用図書採択の件」については承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第35号「摂津市立中学校における令和5年度使用教科用図書採択の件」について教育支援課から説明をお願いします。</p>

ます。

教育支援課長 議案35号「摂津市立中学校における令和5年度使用教科用図書採択の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

**【以下、議案書等により説明】**

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。  
ご質問等が無いようですので、議案第35号「摂津市立中学校における令和5年度使用教科用図書採択の件」について原案とお承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員 異議なし

教育長 異議なしとのことですので、議案第35号「摂津市立中学校における令和5年度使用教科用図書採択の件」については承認いたします。

続きまして、議案第36号「摂津市立小中学校における令和5年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書採択の件」について教育支援課から説明をお願いします。

教育支援課長 議案第36号「摂津市立小中学校における令和5年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書採択の件」について、ご説明申し上げ承認を求めるものです。

**【以下、議案書等により説明】**

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。  
今回採択するのは、議案書15ページにある目録掲載一覧にある教科書全てということでしょうか。

教育支援課長代理 今回1名が「こくご☆☆」「さんすう☆☆(1)」「さんすう☆☆(2)」、もう1名が「こくご☆☆☆」「さんすう☆☆☆」合計2名の児童から使用申請がありました。

教育長	音楽については使用申請がなく、一覧に掲載されているだけということですね。
教育支援課長代理	おっしゃるとおりでございます。
坂井委員	国語、算数、音楽以外の特別支援学校用の教科書はないのでしょうか。
教育支援課長	おっしゃるとおりでございます。国語、算数、音楽以外の教科書は通常学級で使用する教科書を使用するか、一般図書の中から子ども の特性に応じた教材を選んで活用しております。
教育長	他にご意見・ご質問等がございますか。 ご質問等が無いようですので、議案第36号「摂津市立小中学校における令和5年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書採択の件」について原案とおり承認することにご異議ございませんでしょうか。
全委員	異議なし
教育長	異議なしとのことですので、議案第36号「摂津市立小中学校における令和5年度使用学校教育法附則第9条関係教科用図書採択の件」については承認いたします。 続きまして、報告事項（1）事業実施に伴う後援名義の使用承認について、教育政策課より説明をお願いします。
教育政策課長	[事業実施に伴う後援名義の使用承認について説明]
教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。 それでは特にございませんので、次に進みます。報告事項（2）令和4年度6月までの問題行動等報告について、学校教育課より説明をお願いします。
学校教育課参事 （教育指導担当）	[令和4年度6月までの問題行動等報告について説明]

教育長	説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。
大矢委員	いじめの認知件数が前年比約3倍増加しているのは、教員のいじめ認知の感度が高まったからという事務局の説明がありましたが、学校の状況はこれまでと変わらないのでしょうか。
学校教育課参事 (教育指導担当)	議案書23ページのとおり社会通念上のいじめとしては6件となっております。これらについては、学校と連携して事案の解決に向けて取り組んでおります。いじめその他のトラブルとして報告があった案件についても学校と事務局で共有しております。
教育長	<p>令和2年度からいじめの認知件数が増加していますので、令和4年5月分から報告様式を変更しました。いじめの欄で①と②に分かれています。①は法律上のいじめの定義に従い、子どもがいやだと思ふ案件の数が計上されています。②はいわゆる社会通念上のいじめの件数が計上されています。</p> <p>先ほどの大矢委員の「いじめの数が増えているが学校の状況は変わらないのか。」という質問については、社会通念上これまでのいじめと言われていたようなものは6月に市内全校で6件あったということでご判断いただければと思います。</p> <p>また、この際ですから申し上げますが、私は現在の法律に基づくいじめの定義が適切なのか国において議論していただく必要があると思います。例えば、AとBがお互い良く思っていない仲であったとして、休み時間に廊下に立っているAの前をBが知らずに通った場合でも、Bが通ったことをAが嫌だと感じたらいじめと認知されると聞きました。</p> <p>このような場合は、いじめという言葉以外で表現しないと混乱するのではないかと私は考えます。しかし、現在は法律の定めのとおり先ほどの例のような場合でもいじめと捉えるということを経済に周知しておりますので、いじめの認知件数が増えているということをご理解いただければと思います。</p>
藤村委員	社会通念上のいじめの考え方についてですが、法律上のいじめのうち深刻な案件が該当するということでしょうか。

<p>学校教育課参事 (教育指導担当)</p>	<p>今回の6件について、例えば通路で2人の児童が接触したときに、児童が「危ないよ。」と注意したところ、もう一方の児童が腹を立て攻撃し、加害者と被害者になってしまったという案件が社会通念上のいじめとして含まれております。</p>
<p>教育長</p>	<p>今の事案のように従来は生徒間暴力として報告されていた案件も、殴られた側が嫌な思いをしたからということで、いじめの件数にも含まれるようになっていきます。この6件のうち、継続して起きた件数は分かりますか。</p>
<p>学校教育課参事 (教育指導担当)</p>	<p>6件のうち継続して起きた事案はございません。</p>
<p>藤村委員</p>	<p>私たちが捉えないといけないのは、子どもの安全安心に関わる深刻ないじめであると思います。文部科学省の定義は定義として、摂津市としてもいじめの基準を示さないと「社会通念上のいじめ」だけではよく分からないと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>深刻ないじめ等については、後ほど報告事項(3)で事務局から報告のうえ、教育委員の皆さんにご議論いただきたいと思います。いじめの件数等は、大阪府を通じて文部科学省に報告する数値を教育委員会でもお示しさせていただいております。</p>
<p>福元教育長職務代理者</p>	<p>いじめの件数の内訳について、子どもたちから「嫌な思いをした。」と報告がある場合と先生が発見する場合とどちらのほうが多いのでしょうか。</p>
<p>学校教育課参事 (教育指導担当)</p>	<p>どちらが多いかは今すぐには分かりかねますが、6月は傘を使った事案の報告が多かったのですが、子どもたちから報告があった場合も先生が発見した場合もどちらもあったと聞いております。</p>
<p>教育長</p>	<p>本市では、各学校で学期ごとに子どもたちに対して、嫌な思いをしたことがあるかのアンケート調査を実施しています。この結果をみますと、あると答えた者は小学1年生が一番多く、学年が上がれば減少する傾向があります。一方で、教員のいじめの認知件数は小</p>

学1年生が最も少なく、学年が上がれば増える傾向にあることが分かりました。つまり、子どもから嫌な思いをしたという報告の件数と教員の認知件数に差があるということです。私は、低学年の子どもは、ほんと些細なことでもすぐに嫌だと感じてしまうもので、教員が見ればいじめと認知するほどのものではないという場合が多いから、件数に差が生まれているものだと認識しておりました。

しかし、他市の報告を見ていますと、いじめの認知件数と子どもからの報告の件数が同じ傾向にある市もあるようです。この結果をふまえて、摂津市でも教員がもっと子どもに寄り添って考える必要があるのではないかと思います。

大矢委員

子どもがいやだと思うことがいじめと認知されることは、学級の雰囲気も影響しているのではないかと思います。例えば、児童同士が当たってしまった場合でも、学級の雰囲気が良ければ、謝ってすぐに解決できることが、学級の雰囲気が悪いと児童同士で嫌な思いをすることが増えてくると考えられます。

先ほど教育長が子どものアンケートで、嫌な思いをする件数が小学1年生に多く、学年が上がるにつれて人間関係も円滑になって、些細なことは自分たちで解決できるし、自分が何をしたら相手に嫌な思いをさせるかを理解しているなど子どもの学年が上がれば、いじめも減るものだと思います。

摂津市ではそのような傾向ではないということは、教育長がおっしゃった教員と子どもの感覚のずれもあると思いますし、学級の雰囲気が、学年が上がるにつれて悪くなっている可能性もあるかもしれません。

教育長

子どもが嫌だと思う件数が高学年になれば減少するので、摂津市の子どもたちも学年が上がるにつれて成長し、人間関係も構築されて、いじめの数も減っているのだと思います。

いじめの認知件数の単純な増減だけではなく、これまでいじめとして取り扱っていたものを把握する必要があると思います。

藤村委員

子どもたちから嫌な思いをしたという報告は多く挙がっていると思います。むしろ、その後に先生が一つひとつの事案を丁寧に対応し、指導することが大事だと思います。そのことを先生方にお伝

えいただきたいと思います。

坂井委員

藤村委員がおっしゃるように、先生の認知が増えることはいいと思いますが、事案が起きた後にどのように対応するかが大事で、例えば子どもたち自身が相手の立場に立って考えられるか。コミュニケーション力が身に着けられるような学びもあればいいのではないかと思います。

教育長

大阪市立大学に在籍されていた森田教授の研究では、イギリスと日本を比較すると、イギリスでは中学2～3年生でいじめを止める側になる子が多くなる傾向があるが、日本ではそのような傾向が見られないと報告されていました。いじめの構造は、加害者と被害者、いじめをはやし立てる観衆、そして数として一番割合が多い無関心層に分かれるが、この無関心層にいる子どもたちのいじめに対する行動が、いじめの抑止やいじめの解決に結び付くと言われていいます。

本市でも魅力ある学校づくりの取組として、例えばクラスでもあまり目立たないような子どもがいじめの抑止側になれるよう、普段の何気ない行動を褒めて、自信につなげてもらう取組を各学校で実施しております。坂井委員がおっしゃるように子どもたちのコミュニケーションのなかでいじめが起きることが多いので、教員が早く気付くことも大事ですが、子ども同士でそのようなことが起こらないようにするコミュニケーション力を身に付ける取組も進めていたきたいと思います。

他に何かご意見・ご質問等はございますか。それでは特にございませんので、次に進みます。報告事項（4）令和4年度1学期教育委員学校訪問まとめについて、学校教育課より説明をお願いします。

教育総務部参事  
兼学校教育課長

[令和4年度1学期教育委員学校訪問まとめについて説明]

教育長

説明が終わりました。教育委員の皆様から今回の学校訪問について、ご意見やご感想をお願いしたいと思います。

福元教育長職務代理者

4校訪問させていただきましたが、トイレ改修をはじめ、どの学校も教育環境の整備が進んでいると感じました。

各学校でみると、千里丘小学校の支援教育の取組はしっかりされており、第一中学校では授業中の様子を見学しましたが、多くの子どもたちが授業を真剣に聞いており、落ち着いて授業が受けられている様子を見ることができました。

藤村委員

学校訪問で気づいた点が3点ございます。1点は管理職だけでなく、若手教員を含め中核となる教員がしっかり取り組んでおり、学校運営ができていると感じました。2点目は、他校の教頭先生がお互いの学校の様子を見学に来ており、他市の学校では見られない光景でしたので、大変良いことだと思いました。3点目は、他市よりもICTを積極的に活用している印象を受けました。総じて大変良かったと思います。

坂井委員

学校訪問を終えて、支援学級に対する取組が大変印象的でした。千里丘小学校では、早期発見のためにチェックリストを活用し、課題を明らかにして最初の見立てを丁寧に行っているとご説明いただきました。さらに三宅柳田小学校では、支援学級と通常学級の先生同士の交流や支援学級に対する周りの子どもたちの理解を深めるため、支援学級の紹介や見学を行うなど丁寧に対応されていると感じました。ただし、通常学級にも支援学級に入るほどでもないけれども、課題を抱える子どもはいるので、通常学級の担任の先生にも個に応じた配慮や学級づくりができるよう、通常学級でも支援も進めていただきたいと思いました。

大矢委員

学校訪問を通じて先生方が熱心であることがよく分かりました。一方で、例えば、教材研究にかかる時間外勤務や千里丘小学校では、建替え工事に関して長時間の会議が数回あるということも聞き、先生方の負担になっているのではないかと思いますので、ご配慮いただければと思います。

第一中学校では学力も安定し、今後授業改善に取り組むとのことですので、第三中学校で実施している「背伸びする中学生を目指す」のような授業改善に期待しております。

教育長 皆さまご意見ありがとうございます。本日いただきました意見を基に今後も各学校で取組を進めてまいりたいと思います。お忙しいところ学校訪問にご参加いただきありがとうございます。

それでは、次に進みます。報告事項（５）各課事業日程報告について、教育政策課より説明をお願いします。

教育政策課長 [各課事業日程報告について説明]

教育長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等がございますか。

大矢委員 7月29日（金）の教職員研修会への参加は不要なのでしょうか。

教育支援課長 出席を強制するものではございませんので、ご都合がございましたらご出席をお願いしたいと考えております。

教育長 他に何かご意見・ご質問等がございますか。

それでは特にございませんので、秘密会以外の審議につきましてはすべて終了いたしました。会議の始めにお諮りしましたとおり、ここで暫時休憩をとり、秘密会として再開いたします。関係者以外の方はこれで終了です。ご苦勞様でした。

では、暫時休憩します。

《暫時休憩》

教育長 それでは秘密会として再開します。

報告事項（３）「令和４年度６月までの問題行動等報告具体的事案について」について、学校教育課より説明をお願いします。

**【以下、秘密会のため削除】**

教育長 これにて秘密会を解きます。

では、本日の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例教育委員会議を終了いたします。ご苦勞様でした。